

# 農地転用をしようとする際は、農振法にもご注意を！

## 農振除外（農業振興地域整備計画の変更）手続き

農業振興地域の整備に関する法律（『農振法』といいます。）では、農業の振興を図ることが必要な地域について、『農業振興地域』として指定し、農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用に寄与することとしています。

また、町が定める農業振興地域整備計画においては、農用地として使

用すべき土地を『農用地区域』として定め、農業以外の土地利用との調整を図っているほか、様々な農業振興上の施策に反映させています。

この農用地区域において、やむを得ず農地法における農地転用等が必要となる場合は、農業振興地域整備計画および地域計画の変更手続きが必要となります。

### 農振農用地の確認

- 農用地等を農用地等以外の用途に利用しようとする（「農地転用」といいます。）場合、まずその土地が農振農用地に指定されているかどうか確認してください。確認の際には、その土地の「字名(小字名)・地番」が必要となりますので、事前に調べておいてください。
- 確認の結果、農振農用地の指定外（いわゆる白地）の場合には、農用地利用計画の変更手続きは不要になります。
- また、軽微変更であっても、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用等に支障を及ぼすおそれがある場合、農業用施設用地であっても軽微変更が認められない場合もありますので注意が必要です。

### 農振除外申請（農業振興地域整備計画の変更）

- 農振農用地かどうか確認した結果、その土地が農振農用地であった場合、農業振興地域整備計画の変更事業計画（農振除外申請）が必要となります。
- 農業振興地域整備計画の変更事業計画に必要な書類等は右記のとおりです。

### 必要書類等

- 地域計画変更申出書（原本2部、添付書類2部）
- 農用地利用計画の変更申出書（原本1部）
- 転用事業計画書（原本6部）
- 添付書類（原本1部、複写5部）
  - ①位置図（a 白鷹町全図及びb 計画地付近の図面）
  - ②事業計画における建物や工作物の配置計画図 又は土地利用計画図
  - ③a 建物 又は 工作物の平面図 及び b 排水計画図
  - ④a 土地所有者の同意書、b 隣接者の同意書、c 耕作者の同意書、d 関係者の念書等
  - ⑤公図（字切図）
  - ⑥登記簿謄本（全部事項証明書）
  - ⑦a 土地の選定にあたっての候補地の適否の一覧表、b 候補地の位置図等
  - ⑧その他事業目的及び事業計画選定の適否等の判断を行うに当たり必要とする書類

注）申請は、ご本人若しくは代理人としての行政書士のみが行うができます。それ以外の方の申請は行政書士法違反となりますのでご注意ください。

※まずは事前にご相談ください。  
★受付窓口 白鷹町役場 農政課 農業振興係（85-6107）

### 農振除外申請の受付期間

- ◇重要変更 年2回  
※申請締切 上期：3月末日、下期：9月末日
- ◇軽微変更 申請は随時受付け。ただし、重要変更の手続き中については、軽微変更の手続きを行うことができませんのでご注意ください。

### 注意事項等

- 土地の条件により変更できない場合がありますので、事前に事業計画等を十分検討の上、申し出ください。
- 一部分を除外または軽微変更する場合は、添付していただく公図の写し上に分筆予定線を書き入れてください。また、建築物の予定位置も公図の写しに書き入れてください。
- 農用地区域からの除外や農用地の用途区分の変更（軽微変更）等については、農地転用許可申請、開発許可申請、建築確認申請等の手続きが必要になる場合があります。変更後速やかに各種申請手続き等を行ってください。
- 農振除外の決定後、農地転用等の必要な手続きや事業等に着手しない場合、再度農用地区域に編入する場合があります。
- 土地登記簿謄本（土地の登記事項証明）・公図・固定資産証明書等・戸籍謄本（戸籍全部事項証明）・住民票等は、交付日より3ヶ月以内のものをご提出ください。
- 書類等の提出を代理人に委任された場合でも、必要な際には土地所有者等に直接問い合わせ等を行うことがあります。
- 申請書を提出後、現地確認等のため、担当職員等が当該土地や既存施設等に立ち入り、写真撮影等を行いますので、あらかじめご了承ください。
- その他、必要に応じて追加書類等を提出していただく場合があります。その際には早急にご対応いただくようお願いいたします。
- 農用地区域から除外し、農地転用しようとする面積が20,000㎡（2ha）を超えるものについては、農地転用の事前協議が必要となりますので、農業委員会事務局へ相談してください。

### 手続きの流れ

（地）…地域計画 （農）…農振除外

| 月数 | 重要変更                                                         | 軽微変更                              |
|----|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1  | ●協議の場（地）                                                     | ●協議の場（地）                          |
| 2  | ●関係機関意見聴取（地）                                                 |                                   |
| 3  | （関係機関意見回答）<br>●計画変更案公告・縦覧（地）<br>（告示翌日から14日間）<br>●関係機関意見聴取（農） | ●計画変更案公告・縦覧（地）                    |
| 4  | ●県との事前相談（農）<br>●決定公告（地）                                      | ●決定公告（地）<br>●決定公告（農）<br>●申請者へ同意通知 |
| 5  | ●計画変更案公告・縦覧（農）<br>（告示翌日から30日間）                               | ※左記の重要変更の手続き期間中は変更手続きができません。      |
| 6  | （公告・縦覧終了）<br>●異議申出期間（翌日から15日間）<br>（異議申出期間終了）                 |                                   |
| 7  | ●県との計画変更本協議（農）<br><br>（県知事同意）<br>●計画決定公告（農）<br>●申請者へ同意通知     |                                   |